



島根県報

平成23年8月5日（金）

第2,313号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

島根県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少	（市 町 村 課）	2
土地改良区の役員の就任及び退任	（農 村 整 備 課）	2
県営土地改良事業計画の決定（5件）	（ " ）	3
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	（中 小 企 業 課）	5

【公 告】

建設業法の規定による営業の停止	（土 木 総 務 課）	6
-----------------	-------------	---

【特定調達公告】

島根県立出雲養護学校高等部第2別館校舎外の賃貸借に係る一般競争入札の落札者等	（教 育 施 設 課）	7
学校図書館活用教育図書を購入に係る一般競争入札の落札者等	（図 書 館）	7
グループウェア・サーバシステムの賃貸借及び附帯する導入業務に係る一般競争入札の実施	（警 察 本 部）	8

告 示

島根県告示第546号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成23年7月26日付けで島根県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少を許可したので、同条第5項の規定により告示する。

平成23年 8 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第547号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成23年 8 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

静間川沿岸土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

荊尾 浩治 大田市静間町857番地 1
竹下 寛 大田市静間町448番地 3
宮根 務 大田市静間町1486番地
酒本 勝治 大田市川合町吉永990番地
釜田 正年 大田市久利町行恒301番地 1
坂根 昭一 大田市長久町稲用604番地
川上 秀章 大田市長久町稲用619番地
石田 時雄 大田市長久町稲用507番地
坂根 謙二 大田市長久町稲用476番地 1
亀岡 正則 大田市長久町稲用257番地 1

監事

松本 哲一 大田市長久町稲用479番地
森山 修 大田市長久町稲用234番地 1

2 就任年月日

平成23年 7 月 9 日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

荊尾 孝義 大田市静間町静間857番地 1
竹下 寛 大田市静間町静間448番地 3
石田 和義 大田市静間町静間1933番地 3
釜田 正年 大田市久利町行恒153番地
岩谷 英雄 大田市静間町静間1325番地 5
清水 豊 大田市久利町松代61番地 2
大畑 伸治 大田市川合町吉永634番地

上野 武 大田市川合町川合15番地 1
柿田 貞廣 大田市静間町静間918番地
橋目 義信 大田市川合町川合1528番地
坂根 昭一 大田市長久町稲用604番地
石田 時雄 大田市長久町稲用507番地
亀岡 正則 大田市長久町稲用257番地 1
坂根 謙二 大田市長久町稲用476番地 1
岩崎 耕次 大田市長久町稲用19番地
川上 秀章 大田市長久町稲用619番地

監事

松本 哲一 大田市長久町稲用479番地
森山 修 大田市長久町稲用234番地 1

島根県告示第548号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成23年 8 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

山王地区用排水施設事業（県営経営体育成基盤整備事業（排水対策型））計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

出雲市役所

島根県告示第549号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成23年 8 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

出雲西地区区画整理事業（県営経営体育成基盤整備事業（農業生産法人等育成型））計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

出雲市役所

島根県告示第550号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成23年 8 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

大塚地区区画整理事業（県営経営体育成基盤整備事業（面的集積型））計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

安来市役所

島根県告示第551号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成23年 8 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

幡屋地区農道事業（県営経営体育成基盤整備事業（通作条件整備型））計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

雲南市役所

島根県告示第552号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成23年 8 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

横田地区用排水施設事業（県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業）計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

奥出雲町役場

島根県告示第553号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成23年 8 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ニトリ出雲店 島根県出雲市白枝町字南芦田990番2外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥 昭雄 北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥 昭雄 北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成24年 3 月28日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,571平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

敷地南西側 65台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

建物南側 13台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

建物南西側 103.6平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物敷地南西側 25.3立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前10時00分から午後9時00分まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後9時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場南西側 1か所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分から午後9時00分まで

2 届出年月日

平成23年 7 月27日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業観光部産業振興課（島根県出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の一部の停止を命じたので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成23年 8 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 処分をした年月日

平成23年 7 月 28 日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

(1) 処分を受けた者の商号

小栄設備株式会社

(2) 主たる営業所の所在地

安来市新十神町122

(3) 代表者の氏名

小林 孝文

(4) 許可番号

島根県知事許可（般-20）第4613号

3 処分の内容

(1) 停止を命ずる営業の範囲

建設業に関するすべての営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であつて補助金等の交付を受けているもの

（注1）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注2）「民間工事」とは、上記（注1）以外の建設工事をいう。

（注3）「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

(2) 期間

平成23年 8 月 12 日から平成23年 9 月 25 日までの45日間

4 処分の原因となった事実

小栄設備株式会社は、土木工事業及び水道施設工事業の建設業許可が平成21年6月4日に失効し、これ以降は管工事業の許可しか受けていなかったにもかかわらず、これら3業種に係る平成21年7月31日を審査基準日とする経営事項審査結果通知書を偽造して、平成22年3月に、松江市水道局に入札参加資格の確認書類として提出した。

また、上記3業種に係る平成22年7月31日を審査基準日とする経営事項審査結果通知書並びに土木工事業及び水道施設工事業の平成20年11月14日付け建設業許可通知書を偽造して、平成23年1月から2月にかけて、松江市水道局、安来市及び奥出雲町に入札参加資格の確認書類として提出した。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者等を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成23年8月5日

島根県教育委員会教育長 今 井 康 雄

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量
島根県立出雲養護学校高等部第2別館校舎外 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁の名称及び所在地
島根県教育庁教育施設課 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日
平成23年7月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社原商 島根県松江市宍道町白石81番地10
- 5 落札の金額
260,400,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成23年6月10日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成23年8月5日

島根県教育委員会教育長 今 井 康 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
学校図書館活用教育図書（基本パッケージ）11箇所分 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県立図書館 総務グループ 島根県松江市内中原町52番地

- 3 落札者を決定した日
平成23年 7 月 28 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社今井書店 代表取締役 田江 泰彦 島根県松江市殿町63番地
- 5 落札納入率
100パーセント（単価契約）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成23年 6 月 17 日

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成23年 8 月 5 日

島根県警察本部長 高 瀬 隆 之

1 入札の内容

(1) 入札の件名

グループウェア・サーバシステムの賃貸借及び附帯する導入業務委託

(2) 貸借物件の仕様等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成23年12月1日から平成28年11月30日まで

(4) 導入業務委託

入札説明書による。

(5) 委託期間

契約締結の日から平成24年 2 月 3 日まで

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる者で、当該事実があった後、2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 物品の売買、借入等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種目大分類「14借入品」、中分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。

(4) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の売買、借入若しくは製造の請負の入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

- (5) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係にある者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (6) 本件公告による賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、当該物品等を自ら貸し付ける能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。その際、第三者にあつても(1)から(5)までの要件を満たす者であること。
- (7) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話0852-26-0110 内線2235、2236

- (2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成23年8月5日（金）から平成23年8月31日（水）までの間、(1)の場所において交付する（交付時間は、日曜日、土曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。）。

なお、郵便、ファクシミリ及び電子メールによる交付は行わない。

- (3) 入札説明会

行わない。

- (4) 入札書の提出期限

平成23年9月26日（月）午後2時（郵便による入札にあつては、正午までに到着していること。）

- (5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年9月26日（月） 午後2時

イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 第一小会議室

ウ 開札 即時開札

なお、ファクシミリ、電子メール及び電話等による入札は認めない。

4 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約予定相当額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合又は入札保証金の免除に関する誓約書を提出した場合は、免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合又は契約保証金の免除に関する誓約書を提出した場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当す

るときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき、定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Subject matter of tender: About the rental contract of the groupware server system and an introduction duties trust contract to accompany

(2) Bid tendering Date: September 26, 2011, 2:00P.M.

(It is necessary to reach for mail by noon September 26, 2011)

(3) Contact point for the notice: Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters

8-1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, Japan

〒690-8510 TEL: 0852-26-0110 (ext. 2235 or 2236)